平成２４年（フ）第７２号
愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2071番地１　城辺ハイツ503
債務者　岡原　美里
１　決定年月日時　平成24年10月12日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２４年（フ）第１０１号
福岡県嘉麻市漆生917番地96
債務者　下垣内惠子
１　決定年月日時　平成24年10月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第１１５号
福岡県飯塚市相田279番地４　県住１棟401号
債務者　谷口　榮子
１　決定年月日時　平成24年10月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第１２７号
宮崎県日向市大字財光寺365番地１
債務者　高山　律子
１　決定年月日時　平成24年10月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第６０号
石川県小松市日末町ヌ114番地１、従前の住所石川県小松市有明町10番地１　ウエストコートⅡ－Ｂ―101号
債務者　アバロン及びキャメロットこと　西　良弘
１　決定年月日時　平成24年10月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第２４２号
兵庫県伊丹市稲野町７丁目39番地サン・クレール岡本103号
債務者　育心会教育研究室こと　須貝　知之
１　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第５２３号
兵庫県西宮市津門稲荷町11番６―503号
債務者　甲斐田正子
１　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５６９号
兵庫県尼崎市南七松町１丁目10番８号橋本文化201号
債務者　田村　孝純
１　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５８６号
兵庫県尼崎市浜１丁目４番２―204号
債務者　久我　進士
１　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５８８号
兵庫県尼崎市常光寺１丁目15番16号下田ハイツ103号
債務者　谷田　　学
１　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第８８号
山口県下松市桜町３丁目19番19号
債務者　川口　純夫
１　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第５６９号
北九州市小倉北区高坊１丁目４番28号
債務者　川邊　　学
１　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第６４１号
北九州市小倉北区江南町３番21―801号
債務者　阿部　　豊
１　決定年月日時　平成24年10月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第６５３号
北九州市八幡西区熊西１丁目15番28号　101
債務者　中野　仁貴
１　決定年月日時　平成24年10月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第６６３号
北九州市八幡西区穴生１丁目20番９―202号
債務者　矢本　博幸
１　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第６８３号
北九州市小倉北区片野４丁目13番30―403号
債務者　岩永登志子
１　決定年月日時　平成24年10月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１５１号
福島県須賀川市岩渕字池向33番地８
債務者　吉田　健太
１　決定年月日時　平成24年10月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第１５４号
福島県郡山市大槻町字麦塚７番地の１　７号
債務者　関　　保徳
１　決定年月日時　平成24年10月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係